(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1) 特別保護地区用制札　　２本
(2) 案　　内　　板　　２基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図並びに林班図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班面積別内訳表
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

トムラウシ鳥獣保護区特別保護地区位置図

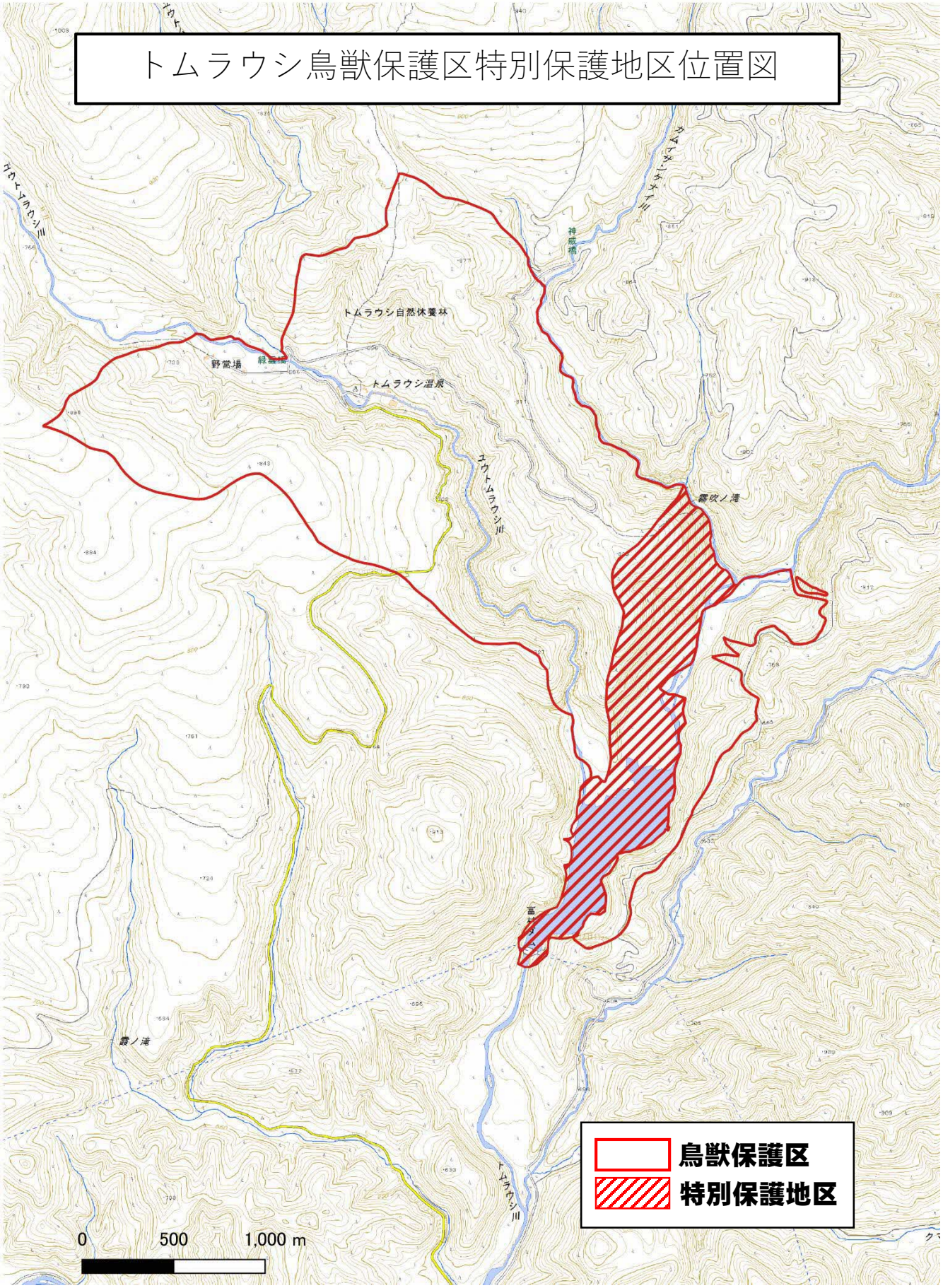

糠平鳥獣保護区
（特別保護地区）

別記様式１

道指定義経山鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

義経山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定義経山鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署205林班いからい02の各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和４年（2022年）10月１日から令和24年（2042年）９月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該区域は、丘陵地で、広葉樹を主とした天然林で構成されている。そのため、森林性鳥獣の良好な生息地として当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

特に当該区域は林相が豊かな天然林で構成されており、鳥獣の生息区域として良好である。

このため、当該区域は義経山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第２９条第１項に規定する特別保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する。

管理方針

・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状況を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮し、適切に対応する。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　　47ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	47ha
農耕地	ha
水　面	ha
その他	ha

イ　所有者別内訳

国有地　　46.75ha

- 国有林
  - 林野庁所管　46.75ha
    - 制限林 46.75ha
      - 保安林　46.75ha
      - 砂防指定地　ha
      - その他　ha
    - 普通林　ha
  - 文部科学省所管　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　ha
  - 国土交通省　ha

地方公共団体有地　ha
- 都道府県有地　ha
- 市町村有地等　ha

私有地等　ha

公有水面　ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
森林法	46.75	水源涵養保安林 保健保安林	46.75 46.75

3　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

中川郡本別町に所在する当該地域は、道の駅ステラ★ほんべつ東約１km、区域のすべてが国有林であり、義経山鳥獣保護区の南部に位置する。

イ　地形、地質等

標高294mを頂点とする丘陵地である。

ウ　植生の概要

ミズナラを主とした天然林で構成されており、森林の環境は良好である。

エ　動物相の概要

オジロワシ、ハヤブサなどの希少種のほか、ユキウサギ、キタリスなど森林性の鳥獣が多数生息している。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1) 特別保護地区用制札　　６本
(2) 案　　内　　板　　１基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図並びに区域図（並びに林班図（国有林・道有林が存在する場合のみ））
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班面積別内訳表（国有林・道有林が存在する場合のみ）
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

義経山鳥獣保護区特別保護地区位置図

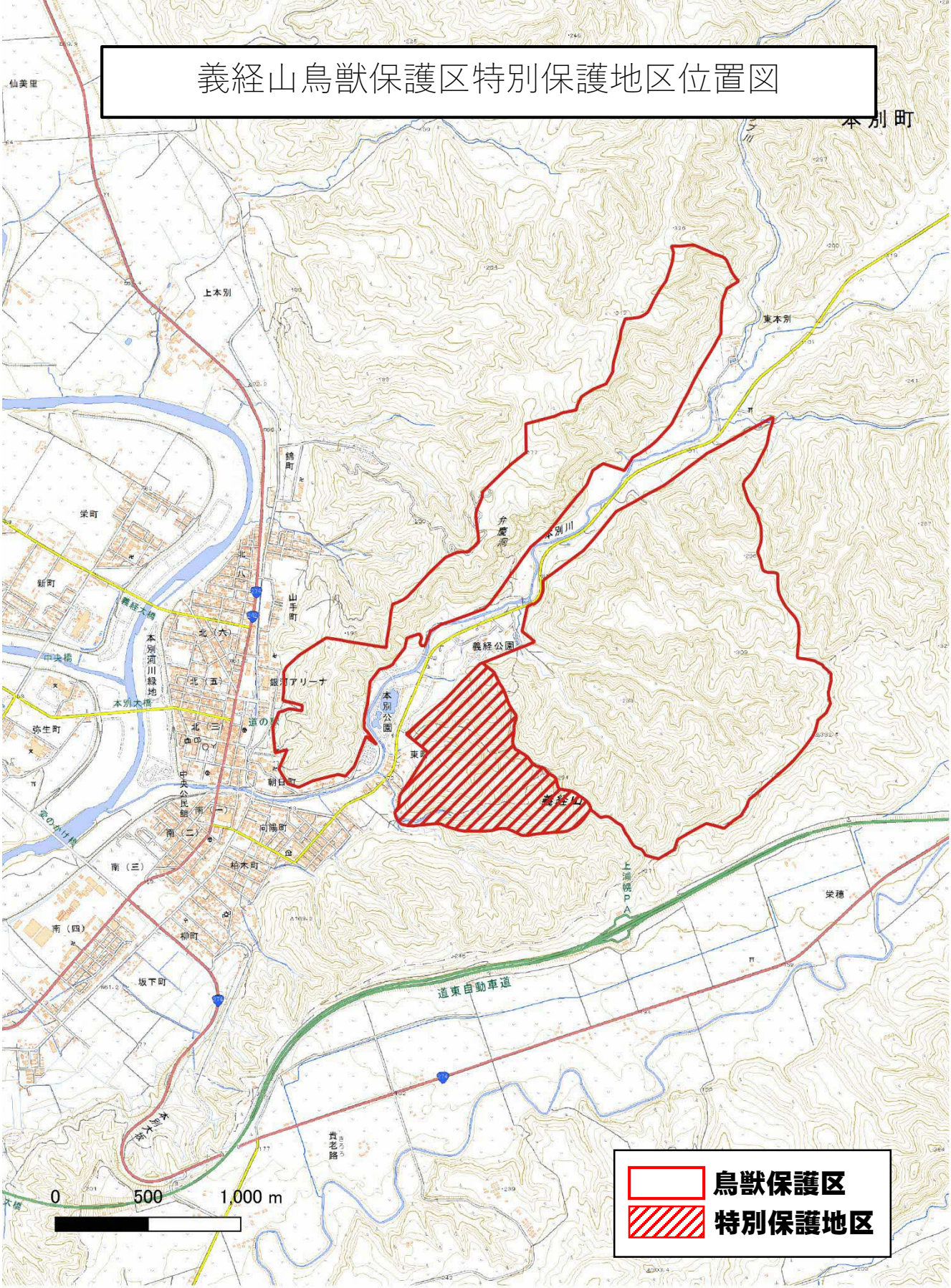

義経山鳥獣保護区
（特別保護地区）

別記様式１

道指定鹿山鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道